

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則
福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部
を改正する規則

規則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則をここに公布す
る。

昭和四十年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則

(目的)

第一条 この規則は、母子福祉法施行令(昭和三十九年

政令第二百二十四号。以下「令」という。)第二十二
条の規定に基づき、母子福祉法(昭和三十九年法律第
百二十九号。以下「法」という。)第十条第一項各号
に掲げる資金(以下「母子福祉資金」という。)の貸
付けに関する業務の実施について必要な事項を定める
ことを目的とする。

(貸付けの申請)

第二条 法第十条第一項の規定による母子福祉資金の貸
付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書
(様式第一号)に、戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者の
ない女子で現に児童を扶養しているものであることを
証する書面及び次の上欄に掲げる資金の種類に応じ、
それぞれ当該下欄に掲げる書類を添えて知事に提出し
なければならぬ。

資金の種類	添付書類
事業開始資金	開始し、又は継続しようとする事業の計画書
事業継続資金	

修学資金	在学している学校の在学証明書
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得している機関の在所証明書
修業資金	就職することを証する就職先の証明書
支度資金	就職することを証する就職先の証明書
住宅資金	住宅の補修、改築又は増築に係る平面図及び見積書
転宅資金	住宅を移転するために必要な住宅の賃借をすることを証する書面

2 法第十一条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一人 法人の登記簿の謄本
- 二 定款又は寄附行為
- 三 理事の過半数が配偶者のない女子であることを証する書面
- 四 申請に係る事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面

五 当該団体の行なう全事業の前年度における収支計算書

3 事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金の申請者であつて、令第七条第五項の規定による据置期間の延長を受けようとするものは、前二項に定めるもののほか、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していたことを証する書面を添えなければならない。

(貸付けの決定)

第三条 知事は、前条の貸付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行なうものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは母子福祉資金貸付決定通知書(様式第二号)により、貸付けをしないと決定したときは母子福祉資金貸付不承認決定通知書(様式第三号)によりそれぞれその旨を申請者に通知するものとする。

(借用書)

第四条 前条の第二項の貸付決定通知書を受けた者は、母子福祉資金借用書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(継続貸付けの申請等)

第五条 法第十条第三項の規定による貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金継続貸付申請書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の継続貸付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、継続して貸し付けることが適当であると認めるときは、継続貸付けの決定を行なうものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、母子福祉資金継続貸付決定通知書(様式第六号)により、継続して貸付けをしないと決定したときは母子福祉資金継続貸付不承認決定通知書(様式第七号)によりそれぞれその旨を申請者に通知するものとする。

(償還の免除の申請等)

第六条 法第十二条の規定による貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還免除申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の償還免除申請書の提出を受けたときは、手続きを経て法第十二条に規定する償還免除の決定を行なうものとする。

3 知事は、前項の規定により償還の免除を決定したときは母子福祉資金貸付金償還免除決定通知書(様式第九号)により、償還の免除をしないと決定したときは母子福祉資金貸付金償還免除不承認決定通知書(様式第十号)によりそれぞれその旨を申請者に通知するものとする。

(償還金の支払猶予の申請等)

第七条 令第十八条第一項の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、母子福祉資金償還金支払猶予申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の支払猶予申請書の提出を受けたとき

は、これを審査し、償還金の支払の猶予をすることが適当であると認めるときは、償還金の支払の猶予の決定を行なうものとする。

3 知事は、前項の規定により償還金の支払の猶予を決定したときは母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書(様式第十二号)により、償還金の支払の猶予をしないことと決定したときは母子福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書(様式第十三号)によりそれぞれその旨を申請者に通知するものとする。

(貸付金の増額)

第八条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第六条第三号から第五号まで及び第七号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、当該限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする者は、母子福祉資金貸付金増額申請書(様式第十四号)

を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の増額申請書の提出を受けたときは、これを審査し、貸付金を増額して貸し付けることが適当であると認めるときは、増額貸付けの決定を行なうものとする。

4 知事は、前項の規定により増額貸付けの決定をしたときは母子福祉資金貸付金増額決定通知書(様式第十五号)により、増額をしないと決定したときは母子福祉資金貸付金増額不承認決定通知書(様式第十六号)によりそれぞれその旨を申請者に通知するものとする。

(貸付けの辞退及び減額の申出等)

第九条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、いつでも将来に向つて母子福祉資金貸付金の貸付けを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出ることができる。

2 前項の申出をしようとする者は、母子福祉資金貸付辞退申出書(様式第十七号)又は母子福祉資金貸付減額申出書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない

資金の貸付を受けている者は、これらの資金の種類に応じ、それぞれ令第十一条各項各号に掲げる事由が生じたときは、貸付停止事由発生届(様式第二十二号)を知事に提出しなければならない。ただし、これらの資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、この限りでない。

第十三条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者が死亡したときは、同居の親族又は保証人(当該貸付金が配偶者のない女子が扶養している者の修学資金又は修業資金である場合においては、当該就学し、若しくは実地修練を受け又は知識技能を習得している者とする。)は、死亡届(様式第二十三号)を知事に提出しなければならない。

2 保証人が死亡したときは、母子福祉資金の貸付けを受けている者は、前項の死亡届を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第十四条 この規則の規定により知事に提出する書類で母子福祉団体以外の者の提出するものについては、提

らない。

3 知事は、前項の申出書の提出を受けたときは、直ちに将来に向つて母子福祉資金の貸付けをやめ、又は母子福祉資金貸付金を減額するものとする。

(届出)

第十条 母子福祉資金の貸付けを受けている者が、次の各号の一に該当するときは、すみやかに氏名(名称)住所(所在地)変更届(様式第十九号)を知事に提出しなければならない。

一 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

二 保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

第十一条 修学資金の貸付けを受けている者は、当該資金の借受けにより修学している者が休学したときは休学届(様式第二十号)を、復学したときは復学届(様式第二十一号)をそれぞれ知事に提出しなければならない。

第十二条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活

出者の居住地を管轄する福祉事務所長を経由しなければならぬ。
ただし提出者が鳥取県外に居住する場合にあつては、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(表面) 様式第1号

(1) 個人用

(母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の廃止)
2 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則(昭和二十八年五月鳥取県規則第三十三号)は、廃止する。(経過措置)
3 法附則第三条に規定する父母のない児童に対する母子福祉資金の貸付けの業務の実施については、この規則の規定を準用する。

母子福祉資金貸付申請書		貸付決定日	※	決定日	※
鳥取県	受付日	※	受付番号	※	決定番号
貸付金の種類		資金の種類		貸付期間	
申込金額	円(月額)	金額	円(月額)	償還方法	
貸付期間		貸付期間		償還期間	
償還方法	年賦 半年賦 月賦	償還方法		償還期間	
償還期間		償還期間		年償還	

申請者	氏名	生年月日	住所	本籍	収入
配偶者の状況	(氏名) (職名)	法律実務	婚姻	死亡 離婚 生死不明 遺棄 海外在留 精神身体障害 拘禁 未婚 (事由發生年月日)	年月日
家庭の状況	続柄	氏名	満年齢	職業	収入
	他の借入金状況				
	借入金の種類	借入金額	円	借入年月日	年月日
	未償還額	償還完了予定年月日	円	金庫預金及び住所	年月日
保証人の状況	氏名	住所	生年月日	申請者との続柄	職業
貸付を受けようとする理由	返済の財源				

備考

00590

現在の事業又は借入後の事業計画	種類	内訳
	(年数) 総年数	
年	月	日

(裏面)

鳥取県母子福祉資金として 資金を借り入れたので、関係書類を添えて申請します。

貸付申請者

表記の借り入れについて連帯して債務を負担することを保証します。

保証人

鳥取県知事 殿

(福祉事務所長の意見)

年 月 日

福祉事務所長

印

00591

添付書類

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本(ただし、配偶者の死亡又は離婚及び扶養児童の明記のあるものに限る。)
- 2 事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者は、それを証する書面
- 3 次のいづれかに該当する者はそれを証する書面
 - イ 配偶者の生死が明らかでない女子であること。
 - ロ 配偶者が遺棄されている女子であること。
 - ハ 配偶者が海外に居住している女子であること。
 - ニ 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたつて労働能力を失っている女子であること。
 - ホ 配偶者が拘禁されている女子であること。
 - ヘ 婚姻によらないで母となつた女子であること。
- 4 現に内縁関係がなく児童を扶養していることを証する書面
- 5 申請する資金の種類に応じそれぞれ次に掲げる書面
 - イ 事業開始資金) 開始し、又は継続しようとする事業の計画書
 - ロ 修学資金) 在学している学校の在学証明書
 - ハ 技能習得資金) 事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得している機関の在所証明書
 - ニ 支度資金) 就職することを証する就職先の証明書
 - ホ 住宅資金) 住宅の補修、改築又は増築に係る平面図及び見積書

へ 転宅資金 住宅を移転するために必要な住宅の賃借をすることを証する書面

注意

- 1 この申請書は返しません。
- 2 貸付申請者及び保証人の印鑑は印鑑届のしてあるもの、又は印鑑届をしよとして使用すること。
- 3 ※欄には記入する必要はないこと。
- 4 「法律婚、事実婚」欄は該当するものを○で囲むこと。
- 5 「貸付金の種類」欄には、借り受けようとする資金名を記入すること。
- 6 「貸付期間」欄には、修学資金、修業資金及び生活資金を借り受けようとする場合だけ記入すること。
- 7 「償還方法」欄は希望するものを○で囲むこと。
- 8 「児童」欄には修学資金、修業資金及び支度資金を借り受けようとする児童について記入すること。

(表面)

(2) 団体用

母子福祉資金貸付申請書

区分	※貸付年月日及び番号	※貸付決定年月日及び番号	※貸付び年月番号	※取扱者

申込	申込金額	円			※決	貸付資金	円		
	資金の種類	資金			資金の種類	資金			
込	償還方法	年賦	半年賦	月賦	償還方法	年賦	半年賦	月賦	
	償還期間	年間			償還期間	年間			
法人の名称及び主たる事務所の所在地									
法人の設立許可(認可)及び登記年月日									
貸付を受ける事業場の所在地等									
事業場の所在地									
事業の種類									
貸付を受ける事業場の所在地等									
上欄の事業に、その他の者を使用するときはその理由				法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者				その他の者	計
				名				名	名

償還年次	償還金充当財源の調達方法
1 (年)	
2 (年)	
3 (年)	
4 (年)	
5 (年)	
6 (年)	

鳥取県母子福祉資金として

資金を借り入れたいので別紙関係書類を添えて申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者職氏名

印

鳥取県知事 氏 名 殿

添付書類

- 1 法人の登記簿謄本
- 2 定款又は寄附行為
- 3 理事の過半数が配偶者のない女子であることを証する書面

- 4 事業に使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの当該者であることを証する書面
- 5 当該法人の行なう全事業の前年度における収支計算書

注 意

- 1 この申請書は返しません。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 「資金の種類」欄には、借受けしようとする資金名を記入すること。
- 4 「償還方法」欄は、希望するものを○で囲むこと。
- 5 「資産総額」には、基本財産及び運用財産の評価額の合計額を記入すること。

様式第2号

貸付決定番号
経年
出度号

母子福祉資金貸付決定通知書

住所

氏名

殿

先般申請の母子福祉資金は、下記のとおり貸付することに決定したので通知します。

おつて本通知書受領後10日以内に同封の借付書に必要事項を記入押印し、福祉事務所に提出してください。

記

区分	事項	項
資金の種類	金	資金 (円)
貸付金額	円 (月額)	年 月 日
貸付期間	年 月 日	から
利子	年分	無利子
償還期間	年 月 日	から
償還方法	賦償還 1回	円宛

年 月 日

鳥取県知事 氏

名 圃

様式第3号

第 号 (理由)

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 圃

母子福祉資金貸付不承認決定通知書

住所

氏名 股

先般申請の母子福祉資金 (資金) の貸付けは、
不承認と決定したので通知します。

様式第4号

(1) 個人用

資金の種類	資金
借 用 総 額	金 円
金 額 月 額	金 円
利 子	年3分・無利子
貸 付 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
償 還 期 間	
償 還 方 法	賦償還 1回 円宛

母子福祉資金借用書

左記のとおり借ります。

ついては、母子福祉法及び母子福祉法施行令に基づく命令に定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

貸付決定番号 経年 由度号

年 月 日

住 所

借 主 氏 名 圃

住 所

連帯借主 氏 名 圃

年 月 日生

住 所

保 証 人 氏 名 圃

保 証 人 氏 名 圃

鳥取県知事 氏 名 圃

- 注意 1 母子福祉資金貸付決定通知書受領後10日以内に本借借書が提出されないときは、不用と認め取消の処分とします。
- 2 借主及び保証人の印鑑証明を貼付すること。
- 3 修学資金、修業資金又は支使資金を借り受ける場合は、母と本人が借主となること。

(2) 団体用

貸付決定番号 年度号

母子福祉資金借借書

左記のとおり借借します。

ついては、母子福祉法及び母子福祉法施行令に基づき命令に定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

印

資金の種類	資金
借借金額	金 円
利 子	年 5 分
償 還 期 間	
償 還 方 法	賦償還 1 回 円宛

鳥取県知事 氏 名 殿

(連借借主) 住 所 氏 名

印

- 注意 1 母子福祉資金貸付決定通知書受領後10日以内に本借借証書が提出されないときは、不用と認め取消の処分とします。
- 2 連借借主である理事全員の住所氏名捺印を要すること。
- 3 借主及び連借借主の印鑑証明を貼付すること。
- 4 法人の登記簿謄本を添えること。

様式第5号

貸付決定番号 経 年 由 度 号

母子福祉資金継続貸付申請書

現在私は、母子福祉法による資金の貸付けを受けておりますところ、このたび下記の原因により借受資格喪失となりますが、母子福祉法第10条第3項の規定により本資

金の継続を受けたいので申請します。

貸付決定金額及び期間 金 円 年 月 月 日 から

年 月 日

借受人住所

氏 名

印

後見人住所

氏 名

印

上記の者が継続して貸付けを受けることを同意します。

年 月 日

保証人住所

氏

名 ⑩

保証人住所

氏

名 ⑪

鳥取県知事 氏 名 殿

注意

保証人は、借借書に記載されたものと同一人であること。

様式第6号

貸付決定番号
経年
由度号

母子福祉資金継続貸付決定通知書

住所

氏 名 殿

年 月 日 申請の

資金の継続貸付けを

することを決定したので通知します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ⑫

様式第7号

貸付決定番号
経年
由度号

母子福祉資金継続貸付不承認決定通知書

住所

氏 名 殿

年 月 日 申請の

資金の継続貸付けに

ついては、下記により不承認としたので通知します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ⑬

理由

様式第8号

貸付決定番号
経年
由度号

母子福祉資金貸付金償還免除申請書

次のとおり資金の償還を免除願いたく申請します。

- 1 貸付金の総額
- 2 償還金未済額
- 3 免除を受けようとする額
- 4 理由

年 月 日

住所

氏 名 殿

名 ⑭

連帯借主住所

氏

名 ⑮

保証人住所

氏

名 ⑯

保証人住所

氏

名 ⑰

鳥取県知事 氏 名 殿

注意

理由が、死亡の場合にあつては市町村長の証明書、心身障害の場合にあつては医師の診断書を添えること。

様式第9号

貸付決定番号
経年
由度号

母子福祉資金貸付金償還免除決定通知書

住所

氏 名 殿

年 月 日 申請の

資金の償還の免

除について次のとおり決定したので通知します。

- 1 借受人住所氏名
- 2 貸付金総額
- 3 免除する金額
- 4 理由

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ⑱

00604

様式第10号

貸付決定番号 経年 由度号

母子福祉資金貸付金償還免除不承認決定通知書

住所 氏 名 殿
先般申請の母子福祉資金(資金)の償還免除については、次により償還免除不承認と決定したので通知します。
年 月 日 鳥取県知事 氏 名 園

理由

様式第11号

貸付決定番号 経年 由度号

母子福祉資金償還金支払猶予申請書

次のとおり 資金の償還金の支払いを猶予願いたく申請します。

- 1 貸付金の総額
- 2 償還未済額
- 3 猶予期間及び金額 年 月から 年 月まで
- 4 第 回分から第 回分まで金額 円

住所 氏 名 園
連帯借主住所 氏 名 園

鳥取県知事 氏 名 殿

注意

- 1 理由欄には理由の発生日月、原因、現状等を詳細に記入のこと。
- 2 疾病又は負傷の場合にあつては医師の診断書を、災害の場合にあつては市町村長の証明書を添える

00605

こと。

3 高等学校、大学又は高等専門学校(実地修練を含む。)に在学中のときは、その在学証明書を添えること。

様式第12号

貸付決定番号 経年 由度号

母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書

住所 氏 名 殿
年 月 日申請の償還金の支払の猶予について次のとおり決定したので通知します。

調定回数	金額	従来の償還期日	償還金支払猶予期間
		年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 園

様式第13号

貸付決定番号 経年 由度号

母子福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書

住所 氏 名 殿
先般申請の母子福祉資金(資金)の支払猶予については、次により不承認と決定したので通知します。
年 月 日 鳥取県知事 氏 名 園

理由

様式第14号

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付金増額申請書

次のとおり 資金の貸付けを増額願いたく申請します。

- 1 増額金額 円
- 2 増額期間 年 月分から
- 3 増額理由 年 月 日

住所 氏 名 ㊦

上記の借入について連帯して債務を負担することを保証します。

住所 氏 名 ㊦
保証人 氏 名 ㊦
住所 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第15号

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付金増額決定通知書

年 月 日申請の増額貸付けについて次のとおり決定したので通知します。

貸付金額	円 (月額)	円(宛)
貸付期間	年 月 日から	

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊦

様式第16号

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付金増額不承認決定通知書

年 月 日申請の 資金の増額貸付けについて

様式第17号

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付金増額申請書

次のとおり 資金の貸付けを辞退したいので申請します。

- 1 貸付金の総額
- 2 貸付金受領済額
- 3 貸付辞退期間
- 4 理由

住所 氏 名 ㊦

て次により不承認と決定したので通知します。

住所 氏 名 ㊦
保証人 氏 名 ㊦
住所 氏 名 ㊦

理由 鳥取県知事 氏 名 ㊦

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付辞退申請書

次のとおり 資金の貸付けを辞退したいので申請します。

母子福祉資金貸付辞退申請書

資金の貸付けを辞退したいので申請します。

- 1 貸付金の総額
- 2 貸付金受領済額
- 3 貸付辞退期間
- 4 理由

住所 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第18号

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付減額申請書

次のとおり 資金の減額を申し出ます。

減額する額	円 (月額)	円(宛)
減額の時期	年 月 日から	

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊦

様式第19号

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付減額申請書

年 月 日申請の 資金の増額貸付けについて

理由 鳥取県知事 氏 名 殿

経年 由度号
貸付決定番号

母子福祉資金貸付減額申請書

次のとおり 資金の減額を申し出ます。

年 月 日

住所 氏 名 ㊦

- 1 減額する額
- 2 減額の時期
- 3 理由

住所 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

変更しましたのでお届けします。

00608

昭和40年2月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第14号

1 新 氏名(住所)
 2 旧 氏名(住所)
 年 月 日
 住所
 氏 名 殿
 鳥取県知事 氏 名 殿

経年 由度号
 貸付決定番号

(2) 団体用
 名称(氏名)変更届
 事務所所在地(住所)
 次のおり を変更しましたのでお届けします。

- 1 新 名称(氏名)
事務所の所在地(住所)
- 2 旧 名称(氏名)
事務所の所在地(住所)

主たる事務所の所在地
 法人の名称

代表者 職 氏 名 殿
 鳥取県知事 氏 名 殿
 様式第20号
 経年 由度号
 貸付決定番号

休 学 届
 大学(学校) 部 科 年 名
 氏

次のおり休学しましたのでお届けします。

- 1 休学期間 自 年 年 月 月 日から 年 年 月 月 日まで
- 2 理 由
- 3 貸付金受領済額 年 年 月 月 日から 年 年 月 月 日まで

住所
 氏 名 殿
 鳥取県知事 氏 名 殿

00609

27 昭和40年2月26日 金曜日 鳥取県公報(号外)第14号

上記のおり休学を許可したことを証明します。
 年 月 日
 学校長 氏 名 殿

経年 由度号
 貸付決定番号

復 学 届
 大学(学校) 部 科 年 名
 氏

次のおり復学しましたのでお届けします。

- 1 復学年月日 年 年 月 月 日から 年 年 月 月 日まで
- 2 休学期間 年 年 月 月 日から 年 年 月 月 日まで

住所
 氏 名 殿
 鳥取県知事 氏 名 殿

上記のおり復学したことを証明します。
 年 月 日
 学校長 氏 名 殿

経年 由度号
 貸付決定番号

資 格 喪 失 届
 資金の貸付けを受けていましたが、次により母子
 福祉資金の借主としての資格を喪失しましたのでお届け
 します。

理由及び発生日 年 年 月 月 日

住所
 氏 名 殿
 鳥取県知事 氏 名 殿

経年 由度号
 貸付決定番号

死 亡 届 出 願 書
 氏 名 住 所 氏 名
 上記の者は、 のため 年 月日死亡した
 たので、戸籍抄本を添えお届けします。

年 月 日 氏 名
 保証人住所 氏 名
 鳥取県知事 氏 名 殿

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則(昭和三十年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十七号を次のように改める。

四十七 母子福祉資金の貸付けに関する事(貸付けの決定、償還の免除の決定、償還金の支払猶予の決定、貸付けの辞退及び減額の決定、貸付金の停止の決定及び一時償還の決定並びに母子福祉団体に対する貸付けに関する事を除く。)(母子福祉法一〇、一一)

第二条第四十八号中「(同九)」を「(母子福祉法施行令一六)」に改める。

第二条第四十九号及び第五十号を次のように改める。

四十九 削除

五十 削除

第三条第十四号を次のように改める。

十四 母子福祉資金の貸付けに関する事(貸付けの決定、償還の免除の決定、償還金の支払猶予の決定、貸付けの辞退及び減額の決定、貸付金の停止の決定

及び一時償還の決定並びに母子福祉団体に対する貸付けに関する事を除く。)(母子福祉法一〇、一一)

第三条第十五号中「(同九)」を「(母子福祉法施行令一六)」に改める。

第三条第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六 削除

十七 削除

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。